

社会福祉 しずおか

2015



特集

新たな生活困窮者
自立支援制度について

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話:054-254-5248 FAX:054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp



新たな生活困窮者自立支援制度について

～生活困窮者自立支援事業の静岡県における取組状況～

静岡県社会福祉協議会生活支援部

平成25年1月の社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書は「生活困窮者の増大によって、この国の基盤が揺らいでいる」で始まり「新しい生活支援」の必要性が提起されています。このような流れを受けて、本年4月から施行された「生活困窮者自立支援法」の静岡県内の取組み状況を報告します。



生活困窮者自立支援事業受託社協等連絡会(7/30)

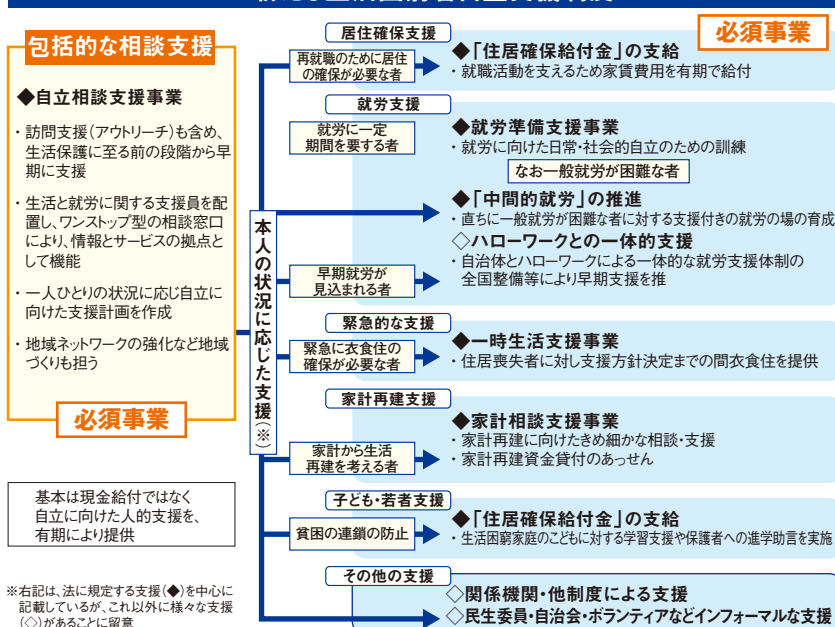
制度概要について

本年4月から施行された生活困窮者自立支援法は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもので「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を2つの大きな目標としている制度です。

制度の内容は、福祉事務所を設置する自治体に、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談支援事業」と離職により住宅を失った生活困窮者等に対し就職活動期間の家賃相当額を給付する「住居確保給付金の支

給」を必須事業として義務付け、就労経験が乏しいなどの理由で、直ちに就労に就くことが難しい方へ就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」や「家計相談支援事業」、「学習支援事業」は地域の実情に応じて任意に実施することとされています。(事業については委託が可能となっています。)

新たな生活困窮者自立支援制度



静岡県内の状況

実施形態	自治体
行政直営	裾野市、藤枝市、磐田市
委託	20市+県郡部(委託率87.5%)
委託先	社協委託17市、 三島市(株式会社)、 沼津市(NPO法人)、 浜松市 (社協以外の社会福祉法人)、 県郡部(ふじのくに生活困窮者 自立支援コンソーシアム 〔12町社協+NPO法人+県社協〕 (委託のうち社協受託85.7%)

表1 自立相談支援事業の実施状況

事業実施後、4カ月が経過した7月30日に第3回となる「生活困窮者自立支援事業受託社協等連絡会」を実施しました。連絡会での協議内容等を含めて静岡県内の状況をお伝えします。

必須事業の自立相談支援事業の実施状況は表1のとおりです。

静岡県においては9割弱が行政からの委託で運営されています。

全国状況では委託は約5割(直営と委託の併用を含めると6割)となっており、全国状況と比較し委託の割合は多いといえます。

4月から7月の相談件数等の状況は静岡県内の全体で新規相談受付件数が二千四百三十五件で支援プラン作成件数が二百三十六件(いずれも本会集計)となっており、地域によって件数に大きなバラつきが出ている状況であります。

一時生活支援事業(8市)

実施率33% 【全国平均19%】

掛川市・島田市・藤枝市・富士市・富士宮市・沼津市・三島市・裾野市

就労準備支援事業(8市)

実施率33% 【全国平均28%】

浜松市・静岡市・富士市・富士宮市・沼津市・三島市・裾野市・伊東市

家計相談支援事業(4市)

実施率17% 【全国平均23%】

袋井市・掛川市・富士宮市・伊豆の国市

学習支援事業(県、6市)

実施率29% 【全国平均33%】

浜松市・磐田市・藤枝市・静岡市・富士市・沼津市・東部4町

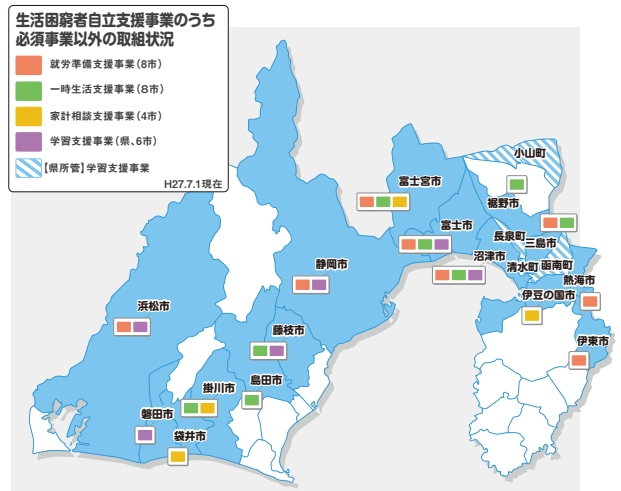
表2 任意事業の実施状況(県社協調べ:7月1日現在)

次に任意事業の実施状況ですが、各自治体での実施状況は表2のとおりで実施率は17%から33%という状況でした。全国的な傾向でもあります。任意事業の実施が進んでいるとは言い難い状況です。

相談事業の広報について

多くの相談機関において、チラシ配布・行政広報誌に加え、社協だよりでの周知を実施しています。コミュニティFMの活用などの試みをしている例も見られ、特徴的な取組として、路線バス・私鉄(静岡市)、名刺サイズチラシ(焼津市)などの取組も見られました。

また、多くの地区で民児協など地域組織での事業説明を実施しており、今まで潜在化していたケースが相談に繋がっている点が多く報告されました。



事業実施上の課題について

報告された課題の主なものは左表のとおりです。

- ・事業の周知(行政・地域の関係機関)
 - ・支援の出口(一般就労・中間的就労・就労体験、障害者の雇用等開発)
 - ・多重債務への対応
 - ・相談技法・障害認定ボーダーライン層、学習障害、背景汲み取り主訴、やる気を引き出す相談技法
- 「事業の周知」については、本制度の対象像が今までの福祉施策と全く異なり、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と対象者の要件が厳密に規定されていないこともあり、実施主体の行政においてもどのような制度なのか十分理解されておらず、また、地域の関係機関においても『どのようなことをしてくれる機関なのか』が伝わっていない状況が多数報告されています。
- 今後は制度概要に併せて支援対象事例などの周知も必要になってくると思われれます。

今後に向けて

また、「支援の出口」については、特に相談事業で受けた相談者が、すぐには一般就労が困難を思われる方を「どこにないでいいのか」対応に苦慮しているという課題が多数報告されています。

この状態を、野球でキャッチャーをやっている一塁に送球しようとしたら、一塁手がいなくて自分で走ってボールを持って行く状態と表現している相談支援員もいます。

「相談支援の出口づくり」は任意事業の実施を行政に働きかけるだけでなく、地域の企業や関係団体にも就労体験の受入や、中間的就労の実施などの理解や協力を求めていく取り組みが必要となります。

潜在化していたケースが地域の関係者から相談機関につながることに共に、地域で生活困窮者を※包摂していく雰囲気醸成していくことも、法の目指す「生活困窮者支援を通じた地域づくり」につながるものです。

さらに、障害ボーダー層などの既存の福祉サービスに繋がっていない方々の相談支援が求められており、対応出来る相談スキルも重要になって来ています。

生活困窮者自立支援法は前述のとおり、既存の施策と

異なり対象者が厳密規定されておらず、また、国の問答集

においては「制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれる」とされています。

つまり、実施主体となる自治体に大きな裁量が委ねられている制度でもあります。

生活困窮者は複合課題を抱え社会的孤立状態である場合が多いと多くの研究報告がされています。

生活困窮者の問題を地域の福祉課題としてとらえ、自治体だけでなく、専門職や関係機関、地域住民を交えた支え合いのネットワークをいかに構築していくかが非常に重要になっております。

社協としては生活困窮者自立支援を地域の福祉課題の取組みとして展開すると共に、今までの地域福祉実践を活かした地域づくり、行政と協働した地域福祉計画への位置付けを展開していくことが求められています。

このためにも、社協間ネットワークを活かした切磋琢磨に併せ、社協以外の関係機関との協働体制を創っていく必要があります。

※本稿では「包摂」を「社会的に排除しないで、地域社会から切り離されないよう社会的に包みこんでいくこと」として使用しています。

カーテン ・ リース&クリーニング

特許取得の出張クリーニング車にて施設に訪問、取外し、クリーニングから取付けまで全ておまかせの予備不要短時間低料金システムでお喜び頂いています。
欠落部品の補充もします。

メンテナンス付リースでカーテンはいつもきれいです



カーペットタイル ・ リース&クリーニング

カーペットタイルメンテナンス付リース
リース期間 5年間(60か月)
期間中12か月毎 定期クリーニング
全国初の除菌・消臭の丸洗いシステムで清潔を保ちます。
特にホテル、保育施設などでご好評です。
※クリーニングのご用命にも対応します。



カーペット洗浄機



独自のサービスでお喜び頂いています。

株式会社三ナワ

静岡市葵区産女1060番地の1
☎054-295-9002 Fax054-295-9003

独自洗浄方式開発によりメンテナンス対応が拡がりました。

洗浄から乾燥迄、短時間で
行い、リースも可能に
ブラインドもOK



当社独自の舞台幕メンテナンスです「大変お喜び頂いています」

ご注文の時期が集中します。
御早めに予約願います。



カーテンレールは勿論の事、ロールスクリーン・シェード・ブラインドに至るまで修理修繕対応します。



ロールスクリーンクリーニング

学校の舞台幕(緞帳)

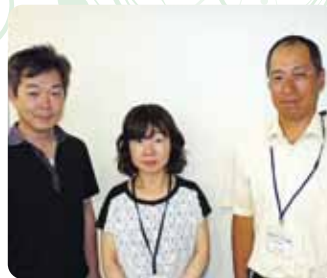
修理・修繕

伊東市における生活困窮者自立支援事業の 取り組み状況について

①事業の取り組み状況を教えてください。

伊東市における生活困窮者自立支援事業は、伊東市役所健康福祉部社会福祉課に自立相談支援事業所窓口を設置し、伊東市社会福祉協議会が委託を受け、伊東市くらし相談センター「こころ」の名称で主任相談支援員1名・相談支援員1名で運営しています。

受付・相談件数については、受付件数41件 申込数17名（H27.6.30時点）となっており、市役所内窓口の利点を活かし、隣接した生活保護担当・障がい担当との連携や、必要に応じて保険年金課・収納課・健康医療課など、各課・係との連携を重視した運営をしています。



左から田巻主任相談支援員（社協）、
杉本相談支援員（社協）、
大川社会福祉課長補佐（行政）

②生活困窮者自立支援計画を行政として策定されていますが どのような経緯ですか。

平成27年4月からの法施行に併せ、伊東市生活困窮者自立支援計画を策定しました。本来は地域福祉計画に盛り込むべきものですが、現地域福祉計画が26年度から30年度で策定済みのため、27年度から30年度の計画として策定しています。

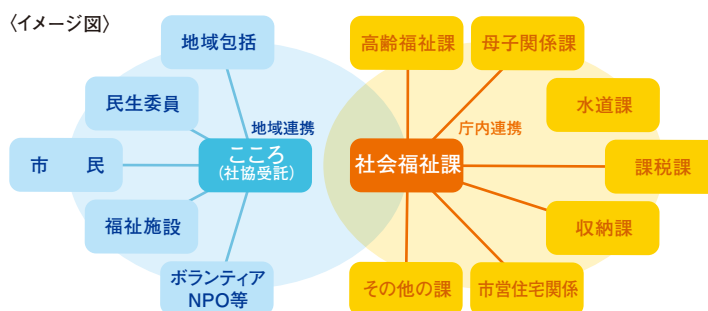
市（行政）、社会福祉協議会や関係する様々な事業主体との協働や、市民、ボランティア団体等の参画を得ながら、地域における生活困窮者の把握を進め、一人一人への適切なサービスを届けることにより、自立に向けた支援を行っていきたいと考えています。



③生活困窮者自立の今後の展開をお聞かせください。

7月下旬から就労準備支援事業がスタートします。この3ヶ月は就労支援員の役割の中で日常生活、社会生活、就労に関する支援を続けてきました。

今後はそれぞれの支援を一貫して実施できる就労準備支援事業に期待しています。また自立を目指すのであれば家計収支のさまざまな課題に対応するための家計相談支援事業の必要性も強く感じています。そしてなによりも法定サービス以外の支援ネットワーク構築が生活困窮者支援には必須であり、それぞれが相まってこそ真の自立につながっていくと考えています。



地域の子どもは、地域で育てる ～浜松市民生委員児童委員協議会 長上地区～

少子高齢化が進行し、地域のつながりが希薄になっている中、子どもを取り巻く環境も一層厳しさを増し、児童虐待やいじめ、不登校、少年犯罪などの問題が増加・凶悪化していることが指摘されております。そのような中、主任児童委員と民生委員・児童委員の連携だけでなく、学校と連携して子どもの支援に取り組んでいる長上地区の活動について、稲田謙一会長にお聞きしました。

※長上地区は、人口約26,000人、世帯数約11,000世帯で、小学校が2校(与進小・与進北小)と中学校が1校(与進中)あります。

※「与進」は、中国の古典「論語」から引用された言葉で、「前進しようとする人を支援する」という意味です。

子どもは「学校の子ども」であり、「地域の子ども」

長上地区では、主に学校内の生活を支援する「学校」と学校外の地域生活を支援する「民生委員・児童委員」が連携し、子どもの生活を支援しています。

特に見守り・支援が必要と思われるケースについては、毎学期開催される「生徒指導連絡会」において、学校側から心配と思われる子どもの情報が提供され、主任児童委員と担当の民生委員・児童委員とともに、それぞれの支援の方策等を検討しています。それに基づき、担当教員と主任児童委員、担当民生委員が情報を共有して、子どもとその家族に寄り添った支援を行っています。

関係構築に至るまでには

現在の関係が構築されたのは、約8年前、ある主任児童委員が就任したことがきっかけでした。当時、与進中学校では問題行動が大変多く、2名の主任児童委員は、よく警察に補導された生徒を迎えに行っており、そういった生徒を支援するため、会長と主任児童委員が中学校に支援を申し出ました。学校の了解を得て、生徒とその家族の支援のため、毎日のように学校や家庭、地域に足を運び続けました。夏休みには、子どもたちを集め、地域の力を借りて、学習支援をしたこともありました。

そうした熱心な活動が基となり、困った事案があると、学校側から相談を持ちかけられ、個別検討会議が持たれるようになり、保健室に主任児童委員の机が準備され、授業や職員会議にいつでも参加できる状況が作られるようになりました。ここまで熱心な活動は誰にでもできることではないが、子どもに対する熱い思いは皆同じであり、地域の子どもの地域ぐるみで育てていくことが地域福祉だというのが稲田会長の思いです。

連携の継続に向けて

8年前の2人の主任児童委員の活動が、地区全体に広がり、その気風が次代の委員にも受け継がれていけるのは、定例会で意識・経験の共有を重視しているからです。委員1人・1人の経験を皆で共有し、困難な事案があがってきた時に対応できる体制を整えておくとともに、民生委員・児童委員としての使命と役割を常に意識されています。

主任児童委員と民生委員・児童委員が連携することや、委員が皆同じ思いで活動することは簡単なことではなく、これまでに摩擦はいっぱいあったが、困っている人が目の前にいる以上、「大変なことはやらない」という選択肢はないと強く語られました。

今後、子どもの貧困問題が特に大きな課題であり、個々の家庭が抱える問題の根は深く、複雑・多様化している現状を目の当たりにする中、貧困の世代間連鎖を断ち切り、援助を受けることなく地域で自立した生活を送れるために、どのように支援していくかが大きな課題です。

「子どもには将来がある、だからみんなで支援していく、一生懸命にやれば想いは必ず伝わる」という会長の言葉とともに、「与進」の言葉が意味するように、これからの社会を担う子どもたちを地域全体で温かく見守り、寄り添いながら支援していく取組が少しでも多くの人に伝わっていくことを願います。

(地域福祉課)



静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成27年11月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み『WEB サービス』(会員対象)を御利用ください！
→WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/training>

研修NO	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師
1	新任職員研修I (中部⑤)	11/25～26	シズウエル	社会福祉施設等の新規採用者及び経験年数2年未満の方	社会福祉事業従事者に必要な福祉の基礎知識及び社会人・組織人に求められる意識、ルール、マナーなどの習得 講師:福祉職員生涯研修課程指導者
12	福祉職場の組織性向上講座	11/11	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	中堅職員に求められる組織人としての役割行動や、モチベーション向上のための知識、技能の習得 講師:日本女子大学 人間社会学部社会福祉学科 教授 久田 則夫 氏
14	福祉職場の「困った」事例に学ぶ!リーダーの役割と人材育成の心得	11/17	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	介護人材「冬の時代」におけるスタッフ確保と定着促進のために、介護現場のリーダーに必要な人材育成の心得を学ぶ 講師:日本福祉介護総研株式会社 代表取締役会長 石郡 英一 氏
48	精神疾患の理解	11/10	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	精神疾患、うつ、統合失調症などの知識を習得するとともに、症状に応じた支援方法を学ぶ 講師:静岡県精神保健福祉士協会 会長 澤野 文彦 氏
100	【新規】共感を得る「ことば」講座	11/5	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	「相手を制限する言葉」から「相手を受け入れる言葉」を旨とし、「言葉選び」の重要性を考える 講師:株式会社はあもにこ 代表取締役 大野 晴己 氏
102	福祉職のための腰痛予防・リフレッシュ講座	11/18	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	福祉職のストレスケアのためのリフレッシュ方法の習得 講師:スポーツアロマセラピスト ASPERGE STUDIO 主宰 中野 元恵 氏

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします!

kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2 か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

◎福祉職員生涯研修(新任・中堅・指導的・施設長等運営管理職員の各研修)は、平成28年度からカリキュラムが変わります。

詳しくは県社協HP <http://www.shizuoka-wel.jp/training/post-3.php> を御覧ください。

詳細は研修課までお問い合わせください。 お問い合わせ先: 福祉人材部 研修課 電話 **054-271-2174**

賛助会員を募集しています

静岡県社会福祉協議会は、県民の皆さまや

様々な機関・団体と連携し、「福祉のまちづくり」を目的とした事業を実施しています。

福祉の推進に向けた意識啓発

人材養成(育成)

担い手確保

地域福祉活動の推進

権利擁護の充実

情報提供

福祉事業者支援

災害ボランティアセンター

こうした本会の活動に賛同し、資金的な援助をしていただける賛助会員を募集しています。

会 費(年額)

○個人 一口／2,000円 ○団体 一口／10,000円 ※何口でも加入いただけます。

特 典(賛助会員)

- 1.機関紙「社会福祉しずおか」を毎月お届けします。
- 2.社会福祉に関する情報「メールマガジン」(月2回)を配信します。
- 3.団体会員には、「静岡県社会福祉施設・事業所・団体要覧」(年1回発行)を団体会員にお届けします。
- 4.申告により、所得税、個人住民税の優遇措置を受けることができます。

申込みについて

入会申込書に必要事項を御記入の上、下記までお送りください。
書類を確認後、こちらから会費のお支払等の御案内をお送りします。
※なお、入会申込書は本会ホームページ(<http://www.shizuoka-wel.jp/>)からダウンロードすることができます。

書類送付・問い合わせ先

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館シズウエル
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 総務課
TEL054-254-5248 FAX054-251-7508